政府

80/2020/NĐ-CP 号

ベトナム社会主義共和国

独立－自由－幸福

ハノイ、2020 年 7 月 8 日

政令

海外の機関、組織、個人による対ベトナム政府開発援助を除く[1] 無償援助の利用及び管理について

2015 年 6 月 19 日付政府組織法に基づき、
2015 年 6 月 22 日付法律文書の発行法に基づき、
計画投資省大臣の提案に基づき、
ベトナム政府は本政令を公布する。

第 1 章
総則

第1条. 適用範囲

1. 本政令は、営利目的ではなく社会経済の発展や人道支援を目的とし、ベトナムの法律に従って設立された機関・組織を対象にした、海外機関、組織、個人による政府開発援助を除く無償援助の利用及び管理について定める。
2. 以下は、本政令の対象外である。
   a) 国際条約法の規定に従い公式に締結された海外の機関・組織による無償援助、及びベトナム国家或いはベトナム社会主義共和国政府の名義で締結された ODA の合意書に基づく無償援助
   b) 人道支援、チャリティーを目的としない組織、機関への寄贈品
   c) 利益が発生する技術契約、サービス契約、協力合意書等による援助
   d) 科学技術法 29/2013/QH13 号に基づく研究活動のために援助を受領する個人
   đ) 自然災害発生から 3 ヶ月以内に認可・実施される政府、国際機関、海外非政府組織、海外の個人からの国際緊急援助、及び自然災害発生から 9 ヶ月以内に認可・実施される災害復興に向けた国際緊急援助

第2条. 適用対象

1. 本政令は、第 1 条第 1 項で規定する政府開発援助を除く無償援助（以下援助という）の利用及び管理に参加、或いは関連する組織、機関、個人を対象にし、適用する。
2. 本政令で定める援助提供側とは、ベトナムの法律を尊重・遵守し、誠意をもって援助を提供する以下の海外の個人及び組織である。
   a) 海外の法律に従い設立された海外非政府組織、非営利団体、社会基金、民間の基金

[1] 本政令の「政府開発援助」は、協力相手国政府からの公式要請に基づき決定される援助（JICA 技術協力、有償資金協力、無償資金協力等）を指す。JICA 草の根技術協力事業や民間連携事業等は本政令の対象となる。

b) 海外に定住しているベトナム人を含む海外の個人

c) 投資法の規定に従いベトナムで活動する海外資本の経済組織を除く、海外の法律に従い設立された各企業、会社

d) 海外の法律に従いに設立された研究、教育訓練機関（海外の政府に属す研究所、協力組織も含む）

đ) ベトナム国家或いはベトナム社会主義共和国政府に代わるベトナム側の署名や、国際条約の規定に従い公式な署名が不要な援助を管理するため海外法人機関に委託する、または直接援助を提供する海外の政府に属す組織や機関、各省庁、ベトナムにある各国の外交代表事務所

3. 本政令で定められる受領側とは、ベトナムの法律に従って設立されたベトナム機関、組織であり、援助の目的及び内容に沿って適切に実施する機能及び責任を持つ以下の機関である。

a) 全部或いは一部国家予算を活動資金として受領している公的事業機関、国家機関。

b) 各会、科学・技術の組織、社会基金、チャリティー基金等に関するベトナムの規定に従って設立された、政治・社会の組織、政治・社会・職業の組織、社会の組織、社会・職業の組織、科学・技術の組織及び社会基金、チャリティー基金。

c) 社会・環境等の各課題を解決するために、援助を受領する社会企業。

d) 政府首相の決定により定められる他の対象。

第3条.　　専門用語の説明

本政令で使用される専門用語は、以下のように定義される。

1. 「プログラム、プロジェクト管理委員会（以下はプロジェクト管理委員会という）」とは、一つまたはいくつかのプログラム、プロジェクトを実施、管理する援助オーナー及びプロジェクトオーナーを支援する組織である。

2. 援助の形式は、プログラム、プロジェクト、ノン・プロジェクトがある。

a) 「プログラム」は１またはいくつかのフェーズに渡り、一つか複数の目的を達成するため、一つか複数の分野、領域、対象に関連する活動の集合である。

b) 「プロジェクト」とは、特定の期間に決められたリソースを使い、具体的な場所で実施される、一つか複数の目標を達成するために、相互に関連する活動の集合である。

c) 「ノン・プロジェクト」とは、一回もしくは別々の機会に、資金、物資、商品、専門家（ボランティア専門家も含む）の提供、または会議、セミナー、研修、リサーチ、訓練を実施するためのインプット等の提供による援助である。

3. 「管轄機関」は以下のとおり。

a) 政治組織及び直轄の中央機関；最高人民検察院；最高人民裁判所；国会直轄機関；国家会計院；国家主席事務所；省庁・省庁レベルの機関・政府の直轄機関；ベトナム祖国戦線中央委員会の中央機関及び政治社会組織；各省及び中央直轄市の人民委員会（以下、「省人民委員会」という）

b) 具体的な地域が特定されていない人道支援の場合は、ベトナム祖国戦線中央委員会の中央機関が管轄機関になる。

c) 協会、社会基金・チャリティー基金、科学・技術組織に関するベトナムの法律に従って設立された、政治・社会の組織、政治・社会・職業、社会の組織、社会・職業の組織、科学・技術の組織、社会基金、チャリティー基金等の設立決定書を発行した省庁・省庁レベルの機関、政府直轄機関、省人民委員会。

d) 首相決定により設立された協会、連盟の中央機関

đ) 受領側が社会企業の場合は、経営登録した地方省人民委員会が管轄機関になる。

4. 「援助オーナー」とは、権利を有している機関により認可された援助を管理、実施する任務を持つ団体である。援助が上記プログラムやプロジェクトで提供される場合、援助オーナーはプロジェクトオーナーと呼ばれる。
5. 本政令内の「援助金」とは、商売・利益の目的ではなく、人道的及び社会・経済の発展の目的を実現するために、援助側が援助受領側に無償で資金や物品、サービス等を支援するものである。
6. 「プログラム、プロジェクト文書」とは、特定のプログラム、プロジェクトに係る援助提供側と援助受領側の間のコミットメントが記載された公式文書である。文書内で、目標、活動、達成すべき成果、利用されるリソース、実施計画と期間、関連機関の義務や権利、責任が明記されている。
7. 「復興援助」とは、
   a) 緊急援助、緊急事態を復興するための援助（本政令第 1 条、第 2 項、第 dd 号に挙げられた国際援助は対象外）。
   b) 自然災害発生から 3 か月後の緊急援助、自然災害発生から 9 ヶ月後の復興を目的とした援助。
8. 「国家予算歳入源に属す援助」とは、以下機関、組織が受領側である援助を指す。
   a) 共産党の各機関、国会、最高人民検察院、最高人民裁判所；各省庁、省庁レベルの機関、政府直轄機関、その直轄の法人；各地方人民委員会及びその直轄の法人。
   b) ベトナム祖国戦線委員会、ベトナム労働総連合、ホーチミン共産青年団、ベトナム農民連合、ベトナム退役軍人会、ベトナム女性連合。
   c) 100％国の定款資本金の国営企業、及び国家予算に関する法律の規定に沿った収入・支出の管理範囲に属す各対象。
   d) 首相決定による他受領対象。
9. 「カウンターパートファンド」とは、援助を受領し実施するために、ベトナム側により投入されるリソースである（資金や物資を含む）。このカウンターパートファンドは、国家予算、地方予算、援助オーナーが自ら投入する予算、受益者が投入する予算及び他の法的な予算からなる資金である。カウンターパートファンドは、プログラムやプロジェクトの具体的な要望により援助の準備と実施の過程で使用される。

第 4 条.　　援助の管理及び利用の原則

1. 援助の管理と利用は、ベトナムの法律を遵守しなければならない。ベトナムの認可当局により認可された場合に限り、援助を受領・実施・利用することができる。援助の資金は、必ず合法的な資金・財産であること。
2. ベトナムの法律の規定にある輸入禁止品目一覧に属す物品（設備、部品も含む）を受領しないこと。
3. 管轄機関は、援助の効果的な利用と管理に対し全ての責任を持つ。
4. 援助の収入・支出は、援助受領用の銀行口座を通じて実施し、透明性と公開性を確保し、本政令第 3、4、5 章の規定に従って全て報告しなければならない。
5. 国家予算歳入源に属す援助は、概算、精算、決算を国家予算に計上しなければならない。
6. 国家予算歳入源に属さない援助は、援助オーナーが、ベトナム国の法律を厳守し、援助提供側へコミットし、援助目的、援助結果に責任を持ち自ら管理する。援助オーナーは、管轄機関へ総合的な報告を、また計画投資省へ概要の報告を定期的に行う。

7. プログラム、プロジェクトが認可されてから 6 か月後、正当な理由なしに事業を開始していない場合、認可当局は、公布した援助受領決定書を剥奪することができる。管轄機関は援助受領決定書の剥奪について援助提供側に通知する責任を負う。

第 5 条.　　援助利用の際の禁止行為

1. 資金洗浄、テロ資金、脱税を目的として、社会安全秩序と国家安全保障侵害、民族大団結破壊；社会モラル、伝統、習慣、民族のアイデンティティを侵害する行為。
2. 人道的、社会・経済発展、地域の利益のためではなく、自身の関心事や利益を目的として援助を利用する行為。
3. 援助の管理と利用において浪費、損失を引き起こす汚職行為。

第 6 条.　　援助の準備資金

1. 国家予算から全部或いは一部の活動資金を確保している管轄機関による援助の場合は、国家予算法に沿って年間予算計画に計上するために、管轄機関は準備資金計画を作成する。
2. （中央及び地方）国家予算歳入源に属さない援助の場合は、援助オーナーが自ら援助準備資金を調整し、投入する。
3. 援助提供側がプログラム、プロジェクトを準備するために財政的な支援を提供する場合、援助オーナーは、援助総資金に準備資金を盛り込む。

第 2 章
援助の認可、審査

第 7 条.　　認可権限

1. 首相は以下を認可する。
   a) 国家の安全、国防、宗教に関する援助、及び法令の作成を直接支援することを目的とする援助。
   b) 関連法律に従った首相の認可権限に属す輸入品。
   c) 本条第 2、3、4 項に定められていない他の対象。
2. 管轄機関の代表者は以下を認可する。
   a) 本条第 1 項に定めた援助以外、及び援助の規模に関わらず直接省・支部・地方へ災害復興するために提供される援助。
   b) （内務省が設立許可を決定した組織以外で）管轄機関が、設立許可を決定した、定款を承認した、あるいは活動登録書を発行し、援助受領側の機能と責任に適合している組織が援助受領者である援助。
3. 内務省は、内務省が設立許可を決定した、または定款を認可した協会、社会基金、チャリティー基金の援助を認可する。
4. ベトナム祖国戦線中央委員会委員長は、具体的な地域を特定しない人道援助を認可する。（援助提供側は援助提供に特定の地域を指定しない）
5. 政府首相の決定によって設立された協会、連盟の代表者は、法律の規定に従って管理下にある機関への援助を認可する。

第 8 条.　　援助書類

援助書類は 6 部作成される。外国語の書類は、翻訳証明付のベトナム語訳を添付しなければならない。

1. プログラム、プロジェクトの援助は以下書類を含む。
   a) プログラム、プロジェクト認可申請書
   b) 援助提供側の援助提供同意書
   c) プロジェクト、プログラム文書
   d) 法人資格証明書（援助提供側が海外の外交代表機関、政府所属機関、地方自治体の場合は対象外）
   ・ベトナムで海外非政府組織を登録した場合：ベトナム国家機関の認可当局により交付された登録書の写し。
   ・個人で援助を提供する場合：有効なパスポートの写し。
   ・その他の援助提供者の場合：組織の法的資格証明の写し。
2. ノン・プロジェクト援助は以下書類を含む。
   a) ノン・プロジェクト認可申請書。
   b) 援助提供側の援助提供同意書
   C) 援助オーナーと援助提供側が作成したノン・プロジェクト援助文書。文書の主な内容：目的、内容、（物品、物資による援助の場合）物品リスト、援助で想定される結果、実施期間、ノン・プロジェクトの価値、実施方法、実施中の協力体制、援助の受領・利用後の報告義務を含む。
   d) 法人資格証明書（援助提供側が海外の外交代表機関、政府機関、地方自治体の場合は対象外）
   ・ベトナムで海外非政府組織を登録した場合：ベトナム国家機関の認可当局により交付された登録書の写し。
   ・援助提供する個人の場合：有効なパスポートの写し。
   ・その他の援助提供者の場合：組織の法的資格証明書の写し。
   đ) 専門家派遣で実施するノン・プロジェクト援助の場合、以下の援助書類を含む。：本項 a)、b)、c)に挙げられた書類、専門家派遣情報の責任を保証した専門家の履歴書、活動プログラム、関連法律に沿った専門家の専門活動に係る各法的書類と労働許可書。
3. ノン・プロジェクト援助が、政府首相の認可権限に属す中古の物品・設備・運送用機器である場合、以下書類を含む。
   a) 第 2 項に挙げた条件の他、ベトナム又は外国で認定され、法的に鑑定資格のある機関により発行された製品の品質鑑定書も必要である。鑑定書にはベトナムの定める基準又はそれに相当する基準を満たす物品・設備・運送用機器の品質を示さなければならない。
   b) ノン・プロジェクト援助が中古の運送用機器の場合は、次の書類も必要である。：援助提供側の運送用機器証明書や登録書の翻訳証明付ベトナム語訳、援助提供側の国の検査当局による検査証明書の翻訳証明付ベトナム語訳。一時輸入し再輸出する運送用機器の場合、ベトナムの検査当局による検査証明書が必要である。
4. プログラム、プロジェクト文書及びノン・プロジェクト援助文書は本政令の別添Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの規定フォーマットに従って作成すること。
5. 公的投資や建設投資がある援助プロジェクトの場合、公的投資と建設工事投資管理に関する法律に従って、建設をすること。

6. 申請書類の受領機関：

a) 計画投資省：政府首相の認可権限に属す援助の場合。

b) 管轄機関：政府首相の認可権限に属さない援助の場合。

第 9 条.　　審査主宰機関

1. プログラム、プロジェクト、ノン・プロジェクト援助のドキュメントは、認可、署名、実施の根拠として審査されなければならない。
2. 本政令第 7 条第 1 項に定められた政府首相の認可権限に属す援助の場合、計画投資省が審査主宰機関となる。
3. 本政令第 7 条第 2、3、4、5 項に定められた管轄機関の代表者の認可権限に属す、中央レベルで実施される援助の場合、管轄機関が審査主宰機関として適切な（管轄機関の）直轄部署を任命する。地方レベルの場合、計画投資局が審査主宰機関となる。
4. プログラム、プロジェクトの審査支援のために、プロジェクトの規模や内容によって、審査主宰機関は中央や地方の専門機関、コンサルタント機関及び独立したコンサルタント専門家を招聘できる。
5. 審査に参加する各機関、組織、個人は、自身の管理責任の範囲で審査内容について法的責任を負う。

第 10 条.　　プログラム、プロジェクト、ノン・プロジェクト援助文書の審査、認可の手続き、手順

1. 本政令第 8 条に定められた規定を基に審査書類の整合性を判断する。
2. 以下、関連機関からの意見をドキュメントにまとめる。

a) 本政令第 7 条第 1 項に定められた援助の場合、計画投資省は、財務省、公安省、外務省、（援助提供側が海外非政府組織である場合）ベトナム友好協会連盟、及び関連のある各専門機関へ審査コメント依頼書類を送付する。

b) 本政令第 7 条第 2、3、4、5 項に定められた援助が中央レベルで実施される場合：管轄機関は、計画投資省、財務省、公安省、外務省、（援助側が海外非政府組織である場合）ベトナム友好協会連盟、及び関連のある各専門機関へ審査意見依頼書類を送付する。

c) 本政令第 7 条第 2、3、4 項に定められた援助が地方レベルで実施される場合：計画投資局は、財務局、省公安局、及び各関連機関へ意見依頼するため書類を送付する。プロジェクトの内容が地方の管理権限を越えている場合、各関連省庁、関連支部の意見を得るために、計画投資局は省人民委員会へ報告する。

3. 援助の審査

援助の内容、規模、性質によって、審査主宰機関は意見収集や審査会議により審査を行う。審査主宰機関の結論は、当局が援助受領の認可決定を検討する上での根拠となる。

援助が受領条件に満たない場合、管轄機関は援助提供側へ援助を受領しない決定を通知する。

4. 復興援助の場合、プロジェクト又はノン・プロジェクトのドキュメントを認可する際、管轄機関の代表者は各関連機関へ審査意見を求める必要はない。
5. 審査内容

a) 省庁、部署、地方、実施機関、プロジェクト、プログラム受益者の開発目標と、ノン・プロジェクトの受領目的やプログラム、プロジェクト目標との適合性

b) 援助提供側及び援助受領側の法人資格、各関連機関・個人のベトナムの法律における合法性；援助

目的と援助受領側の機能、任務、権限の適合性

c) 援助オーナーの受領・実施能力；ベトナム側のカウンターパートファンドの可能性

d) 国家予算歳入源に属す援助に対する国内財務構成についての内容；プログラム、プロジェクトの主な項目に対するプログラム、プロジェクト予算構成の適合性

đ) 参加側のコミットメント、前提条件、他の条件

e) 効果、社会・経済に対する影響、安全、社会秩序、実際にプログラム、プロジェクト結果を運用する能力、プログラム、プロジェクト終了後の持続可能性；ノン・プロジェクト援助の利用効果

6. 審査期間は、適正な書類の受領から 20 日以内とする。

第 11 条.　　認可決定

1. 認可決定は以下内容を含む。

a) プログラム、プロジェクト、ノン・プロジェクトの件名

b) 管轄機関名、援助オーナー；海外の援助提供側、同提供側

c) 援助の主な目標及び結果；物品によるノン・プロジェクト援助の場合、物品リストを添付する。

d) 実施場所及び実施期間

đ) プログラム、プロジェクト又はノン・プロジェクト援助の総資金（無償資金、カウンターパートファンド等）；援助受領側が管理・実施する無償資金；援助側が管理・実施する無償資金。

e) 援助に適用する財務構成：国家予算歳入源に属す、国家予算歳入源に属さない。

g) 実施管理方法

2. 認可当局から援助の認可決定書が交付されてから 5 日以内に、管轄機関は援助提供側へ認可決定を通知し、同時に、計画投資省、財務省及び管轄機関の認可決定に関連のある機関へその実施支援や監理のために通知する。

第 3 章
援助管理・実施

第 12 条.　　プログラム、プロジェクトの管理

プログラム、プロジェクトの規模、性質、詳細な条件や管理能力によって、管轄機関は以下のプログラム、プロジェクト管理方法の適用を決定する。

1. 20 万米ドル以下の規模のプロジェクトでは、プロジェクトの管理能力、実施能力及び十分な条件を有す専門的な直属部署を配置する。
2. 新規プログラム、プロジェクトを管理するために、既存の管理委員会を配置する。
3. プログラム、プロジェクト毎にそれぞれ管理委員会を設立する。

第 13 条.　　管轄機関の任務、権限

1. 社会・経済の開発の方針や需要及び援助の受領能力に沿って、援助を行う。
2. 管轄機関の権限の下、援助を認可する。
3. プログラム、プロジェクトを管理・実施する部署を決定する。

4. プログラム、プロジェクトの実施計画を認可する；関連法律の規定に準じて援助オーナーの提案によって年間国家収支予算、財務計画を作成する。
5. 現行の法律の規定に基づいて入札手続きを指導する。援助が国家予算歳入源に属さない場合、援助提供側と相談した上で入札手続きを実施する。
6. 資金、受領した資産、援助の利用について適切に報告し、財務管理の責任を負う。年次及びプロジェクト終了時の決算を認可する。
7. 管轄機関より認可された援助の財務報告を定期的に取りまとめる。
8. プロジェクトの実施状況、プロジェクト管理に関する現行規定の遵守を検査、監督する。
9. 援助の利用及び支出状況を毎年定期的に報告する；遅くとも翌年 1 月 15 日までに計画投資省、財務省及び関連機関へ、援助の管理権限に属す援助活動の結果、実施・監督・評価の状況について年次ごとに総合的に報告をする；援助終了後 6 か月以内に計画投資省、財務省へ援助終了報告書を送る。
10. 管轄機関の権限の下、援助の管理及び利用において、損失、浪費、汚職及び法律違反について責任を負う。

第 14 条.　　援助オーナーの任務、権限

1. 援助受領決定書で援助オーナーを確定する。
2. 援助オーナーは以下の責任を負う。
   a) 管轄機関の決定に基づき、プログラム、プロジェクトの管理及び実施する部署を配置する。プログラム、プロジェクトのカウンターパートファンド、援助リソースを効果的に管理、利用する。プロジェクト管理委員会が設立されない場合、援助オーナーは、援助の受領及び支出のために、国家金庫或いはベトナムの法律に従い活動・設立された貿易銀行で銀行口座を開設しなければならない。認可された財務計画に基づき、口座を通じて援助の収支活動を実施する。
   b) 認可当局へ年度ごと財務計画、活動計画を作成し提出する；国家予算歳入源に属す援助の場合、年間国家予算収支概算を作成する。
   c) 入札に関する現行の法律の規定に従って、入札手続きを実施する。
   d) 権限に従い、契約実施を監督し、発生する問題を処理する。
   đ) プログラム、プロジェクトを監理及び評価する。
3. 受領・利用する資金や財産に関し十分な報告、清算、決算に責任を負う。
4. 6ヶ月毎、1 年毎に管轄機関に援助の受領、実施状況、援助の支出について報告をする。実施終了後から 6ヶ月以内に管轄機関へ援助終了の報告を行う。
5. プログラム、プロジェクトの目的、結果に影響を与え、経済・社会・環境に損害を与える場合、プログラム、プロジェクト、ノン・プロジェクトの実施管理の作業権限の下、法律違反、損失、浪費、汚職について責任を負う。
6. 法律に規定されている他の任務・権限。

第 15 条.　　プロジェクト管理委員会の任務、権限

1. プロジェクトオーナーを代表し、プロジェクトオーナー、管轄機関、自身の決定に関する法律に責任を負う。
2. プロジェクト管理委員会は、ベトナムの法律に従い、設立・活動を認可された商業銀行や取引が行われる国家金庫システムに口座を開設しなければならない。認可された財務計画に基づき、口座を通じて援助の収支活動を実施する。
3. プロジェクト管理委員会は、プロジェクト枠内で以下の任務を行う。
   a) 年間計画、総合実施計画、プロジェクトの財務計画を作成し、認可をする管轄機関の代表者に提出する。

b) 各契約を交渉し、締結する。

c) 任命された範囲内の契約管理と入札活動を実施する。

d) 援助提供側の規定及び本政令の財務管理規定に従い、財務・財産の管理と支出・清算・決算手続きを実施する。

4. プログラム、プロジェクト実施の監督・評価の詳細な計画を立てる。
5. 1 年毎、6 ヶ月毎にプログラム、プロジェクトの実施状況及び財務管理状況を定期的に管轄機関、プロジェクトオーナーに報告する。
6. プログラム、プロジェクトの引渡検査、引渡、決算をする。プロジェクト終了後 6 か月以内にプロジェクト管理委員会はプログラム、プロジェクト終了報告を完成させ、プロジェクトオーナーへ送らなければならない。
7. 委任された他の任務。

第 16 条.　　実施中プログラム、プロジェクトの調整、修正、補足

1. 政府首相が決定するプログラム、プロジェクトの場合：
援助認可決定の内容の変更に繋がる調整、修正、補足がある場合、管轄機関は政府首相に提出手続きを行う。

2. 管轄機関の認可権限に属すプログラム、プロジェクトの場合：

a) 本政令第 7 条第 1 項に規定されたケースに繋がるプログラム、プロジェクトの調整、修正、補充の場合は、検討、認可のため政府首相に提出しなければならない。

b) 本項 a)の規定に属さない調整、修正、補充の場合、援助認可決定を交付する機関により認可される。

3. 手続き、手順は本政令第 8、10、11 条の規定に沿って行う。

第 17 条.　　援助物品の販売

援助提供側及び援助受領側が合意し、ベトナムに持ち込まれた援助物品を販売する場合、本政令第 7 条に定められた権限を有している機関によって決定されると同時に、財務省の同意書に基づき、援助の認可を受けなければならない。ベトナムに輸入許可された中古品は商品ではなく、競売は不可である。まだ有効期限があり 100％新品に対しては、財産競売に関する現行規定に従って競売を行わなければならない。

第 18 条.　　援助実施結果の引渡

事業終了後、プロジェクトオーナーは、達成された結果を事業の受益者に対して譲渡し発展させるために、検査、評価、各必要な措置を実施し、管轄機関、計画投資省及び財政省に対して事業終了報告書を送付する。

第 19 条.　　紛争処理

プログラム、プロジェクト実施中に契約に関する紛争が発生した場合、責任を負う双方で協議し、解決する。双方で協議・解決できない場合は、両者が締結した契約書に従い法律の規定に応じた調停、仲裁、裁判所を通じて紛争解決が実施される。

第 4 章
援助の財務管理

第 20 条.　　援助資金に対する財務管理原則

1. 国家予算歳入源に属す援助資金に対する財務管理原則は、プロジェクトオーナーが自ら管理し、実施する場合のみ適用する。
2. 援助提供側が直接管理し、実施する場合：管轄機関は認可されたプログラム、プロジェクト文書の管理責任を負う；管轄機関の任務や機能に従い実施する；会計規程、税務規程、関連法律の規定を遵守する。援助提供側がプロジェクトオーナーへプログラム、プロジェクトの資産や設備の所有権を譲渡する場合、プロジェクトオーナーは現行の法律に従って資産の所有を確定させる。
3. 国家予算歳入源に属す援助は本政令に定められた国家予算及び財務管理に関する法律に従って、概算、清算、収支記録、決算が実施される。当局から配分された予算に計上されていない財務が生じる場合、プロジェクトオーナーは国家管理の法律規定や関連法律に従って予算補充計画を立てる。
4. 国家予算歳入源に属さない援助の場合、援助受領側は、当局から認可されたプログラム、プロジェクト、ノン・プロジェクトのドキュメントに従って、利用管理する；援助受領側の活動、組織の定款、税務、会計及び関連法律規定を遵守しなければならない。
5. 国家が実施のための資本をすべて持つ企業の国家予算収入に属す援助の場合、援助の性質によって、企業の国家資本または企業の他の収入の増加と記録される。

第 21 条.　　援助資金を利用するプログラム、プロジェクト用口座の開設

1. カウンターパートファンドの銀行口座：
   a) 国家予算を使ったカウンターパートファンドの口座：プロジェクトオーナーは、プロジェクトのカウンターパートファンドの検査、清算業務を実施するために、取引が行われる国庫システムに口座を開設する。
   b) 国家予算以外のカウンターパートファンドの口座：プロジェクトオーナーは、ベトナムの法律に従い設立し活動を許可された商業銀行、あるいはすでに取引のある国庫システムに口座を開設する。
2. 援助資金の口座：プロジェクトオーナーは、援助資金を受領するために、ベトナムの法律に従い設立し活動を許可された商業銀行あるいはすでに取引のある国庫システムに口座を開設する。
   a) 国庫に口座の開設手続きや口座の管理、使用は現行の規定に従う。
   b) 国庫は、国家予算歳入源に属す援助によって資金調達されたプロジェクトの管理、清算を行う。
   c) ベトナムの法律に従い設立し活動を許可された商業銀行に口座を開設する手続きは、関連法律の規定に従って実施する。

第 22 条.　　国家予算歳入源に属す返済不要の援助資金計画の作成

1. プロジェクト、ノン・プロジェクトのドキュメントの認可決定あるいはプログラム、プロジェクトの投資決定に基づき、プロジェクトオーナーは、国家予算法の規定及び関連法律に従い、三年間の援助資金収支計画、年間援助資金収支計画を作成し、管轄機関に提出すること。
2. 年間国家予算収入に属す援助資金収支概算が、ドナー、プログラム、プロジェクト、ノン・プロジェクト毎に詳細に作成される。
3. 援助資金の計画を作成、取りまとめ、提出、認可、委任、補足修正する：
   a) 公的投資支出のための援助資金は、公的投資に関する法律の規定に従って実施する；

b) 通常支出のための援助資金は、国家予算に関する法律の規定に従って実施する。

4. 当局が委託されたた年間資金に基づき、管轄機関はプログラム、プロジェクト、ノン・プロジェクトごとに詳細に配分し、財務省及び計画投資省に配分の詳細計画を通知する。
5. 管轄機関は、概算業務を実施・指導し、現行の規定に従って援助資金収支計画の実施を報告する。

第 23 条. 現金で援助される無償資金の支出・清算・収支記録の管理

1. 国家予算歳入源に属す援助資金に関する国家予算管理の規則に従って、プロジェクトオーナーは、国庫における支出を管理する。国庫の行政手続きに関する法律の規定に従い、支出管理、清算、収支記録の手続き、手順を実施すること。
2. 国庫へ提出する支出管理の初回書類は以下を含む：
   a) 当局から発行された予算委任書、または予算補充委任書。
   b) 援助金の受領・コミットメントに関する合意書の公証付写し。
   c) プログラム、プロジェクトドキュメントの認可決定書、またはプログラム投資決定書及び認可されたプロジェクトドキュメントの公証付写し。
   d) 関連物品、サービスの調達契約書（ある場合）。外国語で締結された場合、プロジェクトオーナーの署名及び押印されたベトナム語訳を添付する。プロジェクトオーナーはベトナム語訳の正確性、妥当性について法的責任を負う。
   đ) 国庫管轄に属す行政手続きに関する政府規定に基づいた事業資金の合理性を証明する申請書、プロジェクトオーナーの投資資金の清算申請書。
3. 国家予算歳入源の支出項目規定に従い国庫へ送付した各精算書類。
4. プログラム、プロジェクトへ現金で国家予算歳入源に属す援助資金の支出：支出管理の結果並びにプロジェクトオーナーの要求に基づき、規定に従って国庫或いは商業銀行はプロジェクトへ支出を行う。財務省へプログラム、プロジェクトの口座毎に無償援助資金の支出金額を毎月報告する。
5. 国家予算歳入源に属す援助資金を利用したプロジェクトの収支記録の会計処理：
   a) 毎月あるいは発生時に収支管理の結果に基づき、規定に従って、国庫は同時に収支記録を行う。商業銀行に援助資金口座を開設する場合、プロジェクトオーナーは上述の書類以外に、商業銀行における援助資金口座の清算証明の写しを添付し、提出する。
   b) 国庫は、規定に従い国家予算目次における援助支出の内容に基づき、国家予算の中で会計処理をする。前払勘定に対しては、前払支出記録として会計処理をする；前払回収勘定に対しては、前払記録の減少として会計処理をする；完了精算勘定に対しては、収支記録として会計処理をし、年間予算決算を実施すること。
   c) 会計処理期間については国家予算歳入源の現行規定に従うこと。
6. 現金で国家予算歳入源に属す援助からの前払精算及び支出管理については、国家予算歳入源に関する現行規定に従って実施すること。
7. 預金口座上で預金利息が生じる場合、別途会計処理をし、規定に沿って銀行手数料を清算に使用する。銀行手数料はプロジェクトの支出項目の一つである。
8. 商業銀行における無償資金援助用の口座の支出が終了する際、援助の預金利息の利用について認可されたプロジェクトドキュメントで合意されていなければ、プロジェクトオーナーは現行規定に従って国家予算の入出金口座に生じた利息を全額納入する。公的投資及び国家予算に関する法律規定に従って預金利息を利用すること。

9. 国家予算歳入源に属さない援助の場合：

a) 国家予算歳入源に属さない援助の清算、会計、及び決算の業務は、援助受領側の組織・活動の定款と会計に関する法律規定に従って実施される。決算を認可した管轄機関へ提出するために、プロジェクトオーナーは、援助提供側と援助受領口座が開設された商業銀行より記録された四半期支出の結果を根拠資料として、毎年かつプロジェクト終了時に援助決算報告書を作成する。

b) 管轄機関は、決算を認可総括し、財務省、計画投資省及び関連機関へ提出する。
管轄機関は、プロジェクトの年間決算報告を認可総括し、財務省、計画投資省及び関連機関へ提出する時期：遅くとも毎年 6 月 30 日までに提出すること。

第 24 条.　　物品及びサービスを通して援助資金を受領

1. 海外から輸入される物品の受領は、税関法、輸出入税務法、税務管理法に従って実施される。以下の書類を輸入した援助物品の通関手続きをする機関へ提出する。

a) プログラム、プロジェクト、ノン・プロジェクト援助の認可決定書及びプログラム、プロジェクト、ノン・プロジェクトドキュメント：関連法律の規定に従い当局により公証された写し 1 部。

b) 関税に関する法的規定に従ったその他書類。

2. 国内において援助資金で購入された物品やサービスに対する免税、還付は、以下の書類を税務機関へ提出する。

a) プログラム、プロジェクト、ノン・プロジェクトドキュメントの認可決定書及びプログラム、プロジェクト、ノン・プロジェクト援助ドキュメント：写し 1 部。

b) 国庫管轄に属す行政手続きに関する政府規定に従ったプロジェクトオーナーの投資資金の清算申請書、事業資金の費用の合理性を証明する申請書。（国家予算歳入源に属す返済不要の援助の場合）

c) 免税や還付に関する法律の規定に従ったその他書類。

3. 税務、費用、手数料に関する現行の法律規定に従った税務、費用、手数料を実行する。

4. 国家予算歳入源に属す援助を受領する場合、物品を受領後、プロジェクトオーナーは、規定に従って国家予算収支を記録するために、書類を作成し、国庫に提出する。書類は以下のとおり。

a) プログラム、プロジェクト、ノン・プロジェクト援助の認可決定書及びプログラム、プロジェクト、ノン・プロジェクト援助ドキュメント：関連法律の規定に従い当局に公証された写し 1 部。

b) 国庫管轄に属す行政手続きに関する政府規定に沿った収支記録申請書。

c) 輸入品の場合：契約書、運送書またはそれに相当する書類、商業明細書、または商業明細書のない場合
輸入品申告書：関連法律の規定に従い当局に公証された写し 1 部。
国内購入品の場合：売買契約書、VAT インボイス、物品引渡記録書：関連法律の規定に従い当局に公証された写し 1 部。

d) 当局より交付されたその年に資金補充調整された概算、国家予算歳入源に属す援助資金の概算決定書。

5. 国庫の輸入品収支記録の会計処理は、規定に沿った税金、費用、手数料が含まない価格である。

6. 国家予算の歳入源に属す援助の財産管理：公的財産管理法及び各ガイドライン文書に従い実施される。援助提供側と他の合意書がある場合、プロジェクトオーナーは実施前に財務省に意見を聴取する。

7. 国家予算歳入源に属さない援助の財産の場合：

a) プロジェクトオーナーは別途、モニタリングノートを開く。

b) プログラム、プロジェクトの資産、またはプロジェクトで形成された資産の利用・管理は、認可当局より認可されたプロジェクトドキュメントにある援助提供側との協議に基づき、実施される。

c) プロジェクト終了後、プログラム、プロジェクトの資産、またはプログラム、プロジェクトで形成された資産は、プロジェクトオーナーの資産になる。様々な形式の売買、寄付、寄贈、譲渡を禁じる。

d) 所有者の変更、あるいは分割、合併、倒産の際、プログラム・プロジェクトを実施継続するために（まだプログラム、プロジェクトが終了していない場合）、当局の規定に従い、同様の機能を有す機関へ移譲される。もしくは、管轄機関の同意に基づき、管轄機関に譲渡することが可能である。上述の方法が実施されない場合、管轄機関は解決策を検討するために、財務省に報告する責任を負う。

第 25 条.　　各援助に対する税金

各援助に対する税金は、ベトナムの現行法律の諸規定に従って実施される。

第 26 条.　　各援助の監査

1. 国家予算歳入源に属す援助は、国家監査の対象となる。
2. 国家予算歳入源に属さない援助は、援助提供側の要求に従い、独立監査を実施する。

第 5 章
援助の国家管理

第 27 条.　　援助の国家管理の内容

1. ベトナムの法律に従い、援助の管理及び利用についての法律規範文書を発行し、実施する。
2. 本政令の適用範囲内の援助の管理及び利用に関する情報を提供する。
3. 現行の法律に従い、本政令の適用範囲内の援助の管理及び利用の状況評価、結果をモニタリングし、評価する。
4. 援助の管理、利用に関する組織や個人の告訴、クレームを解決し、違反を処理する。
5. 援助の提供・管理・利用をする際、援助提供側及びベトナムの機関、組織、個人の功績を表彰する。

第 28 条.　　計画投資省の任務、権限

1. 本政令の適用範囲内の援助について国家管理の任務を負う窓口機関である。
2. 権限の下に援助の管理と利用に関する法律規範文書を公布、または公布するために立案、提案を主宰する。
3. 政府首相の権限に属す援助の検討、認可に対しては、関連機関の意見を収集し、審査を主宰し、政府首相へ提案する。
4. 援助管理状況及び利用について毎年纏めた報告書を政府首相に提出する；本政令の適用範囲内の援助管理・利用を効果的に実施するために、様々な方法を提案する。
5. 本政令の適用範囲内の援助を受領する機関、部署に対して権限に従い受領、認可、実施の規定が遵守されているか検査する。

第 29 条.　　財務省の任務、権限

1. 援助に対する財務管理案内制度を構成する関連機関と共に協力し主宰する。
2. 規定に従い、各援助に対して意見を提出する。
3. 国家管理歳入源に属す援助に対して、国家財務管理をする。
4. 援助に対する財務管理状況を取りまとめる。政府首相に纏めて報告するために、定期的に計画投資省へ年次報告書を送付する。

第 30 条.　　外務省の任務、権限

1. 規定に従い、各援助に対して意見を提出する。
2. 援助コミットメントに沿って海外非政府組織の援助実施のモニタリングに参加する。権限のある機関へ海外非政府組織が登録した活動に沿って実施する。
3. 本政令の規定に従い、海外非政府組織の援助審査・進行の根拠とするため、海外非政府組織の活動登録書に関する発行、更新、訂正、補足の情報を常時十分に提供する。

第 31 条.　　公安省の任務、権限

1. 国家安全保障及び社会安全秩序の維持に関するベトナムの法律規定に従って、援助を受領し、利用する過程で、ベトナムの各機関・組織を支援し、案内する。
2. 検討、認可のため政府首相へ提出する前に関連援助について計画投資省と共に意見し、審査に参加する。：他機関と共に意見し、審査へ参加する。
3. 国家安全保障及び社会安全秩序の維持のための援助の受領及び利用について、審査、検査、モニタリングを関連機関と共に実施する。
4. 援助の受領及び利用に関する法律違反の行為を発見した場合、権限に従い任務を実施する。
5. 援助を審査する過程で検討の根拠となる関連情報を、計画投資省、財務省、外務省、内務省に提供する。

第 32 条.　　内務省の任務、権限

1. 認可権限に従い、審査を主宰する；関連のある援助の受領について意見し、審査へ参加する。
2. 援助受領、利用する過程の中で、国家の宗教政策や路線の順守についてベトナムの各機関・組織に案内し、支援する。
3. 協会、社会基金、チャリティー基金に関するベトナムの法律の調整対象となる組織の援助利用や管理状況を毎年取りまとめる。政府首相に纏めて報告するために、定期的に計画投資省に年間報告書を送付する。
4. 内務省の国家管理権限に従い、協会、社会基金、チャリティー基金組織からの援助の受領、管理、利用状況を検査し、モニタリングを実施する。

第 33 条.　　管轄機関の任務、権限

本政令第 1、2、3、4 章の規定任務、権限の以外に、管轄機関は以下任務、権限を持つ。：

1. 各省庁、省庁レベルの機関、政府所属機関、中央直管市・省人民委員会は、機能及び任務に沿って、法律規定に従い、管理分野に属す援助の利用及び管理事業を調整する。
2. 政府の委任に従い、管理機関による専門分野における援助の審査、認可の過程の中で、意見参加する。

3. 管轄機関の代表者は、本政令に規定された権限に従い援助の決定の責任を負い、法律の下、自身の認可決定に責任を負わなければならない。
4. 中央直管市・省人民委員会は、本政令の適用範囲に属す援助の管理及び利用の窓口を計画投資局へ委任する。
5. 本政令の規定及び関連法律の規範文書に基づき、機関内における援助の管理及び利用についての規制を発行する。
6. 援助提供側とのコミットメントと現行規定に従って、援助の受領、管理、利用にあたり、直轄の各部署に指導、案内、検査する。
7. 機関の代表者により認可された援助の受領及び実施をモニタリング、評価する。；援助の受領及び実施過程の中で、課題、問題点、違反を適宜発見し、権限に従い処理する、あるいは処理するために本章に定められた関連援助に関する国家管理機関に通知する。
8. 認可されたプログラム、プロジェクト文書の規定に応じた援助プログラム、プロジェクトを実施するために、準備資金及びカウンターパートファンドを適宜十分に配当する。
9. 法律の各規定に従って援助プログラム、プロジェクトの実施進捗、結果、質について政府に対して責任を負う。
10. 規定されている報告制度を十分に実施する。

第 6 章
実施項目

第 34 条. 実施

1. 計画投資省は、本政令の規定に従い、報告制度を実施するため報告書フォーマットのガイドラインを発行する。
2. 財務省は、本政令の規定に従い、財務管理についての報告書フォーマットのガイドラインを発行する。

第 35 条. 引継処理

1. 本政令の有効日前に援助受領を認可・検討するため、政府首相の審査・認可において援助認可機関か計画投資省に送付された援助の場合、海外非政府援助の管理・利用規則の交付に係る政府の 2009 年 10 月 22 日付 93/2009/NĐ-CP 政令に従って実施継続される。
2. 本政令の有効日前に認可された援助の場合、財務管理及び報告制度は、当局の認可決定に挙げられている援助終了まで、海外非政府援助の管理及び利用規則の交付に係る政府の 2009 年 10 月 22 日付 93/2009/NĐ-CP 政令、また政府の 2009 年 10 月 22 日付 93/2009/NĐ-CP 政令を実施するためのガイドラインに従って実施される。

第 36 条. 発効及び実施責任

1. 本政令は 2020 年 9 月 17 日より有効とし、海外非政府援助の管理及び利用規則の交付に係る政府の 2009 年 10 月 22 日付 93/2009/NĐ-CP 政令に代わる。
2. 省庁の大臣、省庁レベルの機関の代表者、政府機関の代表者、中央直管市・省人民委員会の委員長、関連組織、個人は本政令を遂行する責任を負う。

政府代筆

首相(署名済)

グエン・スアン・フック

宛先：

・党中央書記局；

・首相、各副首相；

・各省庁、省庁レベルの機関、政府直轄機関；

・中央直管市・省人民委員会、人民評議会；

・中央執行事務所、各委員会事務所；

・総書記事務所；

・国家主席事務所；

・民族議会、国会各委員会；

・国会事務所；

・最高人民裁判所；

・最高人民検察院；

・国家会計院；

・国家財政監査委員会；

・社会政策銀行；

・ベトナム開発銀行；

・ベトナム祖国戦線中央委員会；

・各団体中央機関；

・政府官房：主任大臣、各副主任、首相アシスタント、政府ウェブサイト、各局、各部署、直轄機関、官報；

・ファイル：文書管理室、国際関係局保管（3 部）